

平成 28 年 8 月 1 日

申込者 各位

(一財) 日本建築総合試験所
性能評定課

基礎技術性能認証委員会による審査について

平成 28 年 8 月より「基礎技術性能認証委員会」を新設し、同委員会による審査を開始いたします。従来は技術内容に関わらず全ての申込案件の審査を「建築技術性能認証委員会」により行っていました。これからは技術内容に応じて 2 つの委員会で審議を行います。

◇建築技術性能認証委員会（対象：基礎系以外） 毎月第 1 火曜日開催

◇基礎技術性能認証委員会（対象：基礎系※） 毎月第 3 火曜日開催

※基礎系技術：杭工法、杭鋼管継手工法、地盤補強工法、地盤改良工法など

なお、基礎技術性能認証委員会による性能証明は、これまでと同様に新技術の普及や確認申請において建築主事等が行う判断の技術的根拠となることを目的としたものであり、対象技術、証明内容が変わることはありません。また、申込案件ごとに評価専門委員会を設置するなど審査方法はこれまでと同じであり、証明番号（GBRC 性能証明 第〇-〇号）についても変更はありません。

<既に証明を取得されている基礎系技術に対して>

取得済みの性能証明は、証明内容、その効力等については引き続き有効です。改定や更新を希望される場合は、新設委員会にて審査を行います。

<基礎系技術以外の技術について>

これまでと同様に「建築技術性能認証委員会」にて審査を行います。委員会開催日（毎月第 1 火曜日）、審査方法など変更はありません。

以 上